

請願第 73号

平成26年 3月17日

川崎市議会議長 浅野文直様

麻生区在住者

ほか 4名

### リニア新幹線建設に関する請願

#### 請願の要旨

- 1 本市は、JR東海に対して、リニア新幹線建設及び工事による影響を実際の建設地での検査・測定結果により再評価し、その結果を公開することを御指示ください。
- 2 本市は、市民の生活と安全を確保するため、独自に振動、騒音、大気汚染、交通渋滞などによる影響の調査をお願いいたします。
- 3 本市は、リニア新幹線建設及び工事による健康への影響について、専門家の見解書の提出をJR東海に御指示ください。
- 4 本市は、リニア新幹線建設のルート決定の経緯及び根拠を示す書面の提出をJR東海に御指示ください。
- 5 本市は、リニア新幹線建設及び工事によって沿線住民が損害を受けた場合、その損害を補填する旨の書面の提出をJR東海に御指示ください。

#### 請願の理由

- 1 JR東海が行った環境影響評価は、山梨県の山岳地帯の実験線での検査・計測に基づく結果を、環境、地盤、地質が異なる本市の住宅地にあてはめる方法で行い、ほとんどの検査・計測項目につき「予測結果は環境基準値以下である。」とし、「安全である。」と結論付けています。予測を基に建設を進めるのは、沿線住民にとっては非常に不安です。

J R 東海は、少なくとも、建設予定地の地盤調査、40m 深度での振動・騒音磁界、低周波音などできる限り実際に近い検査・計測を行い、結果を公表すべきと思われます。J R 東海は、「地下を列車が走行する場合の振動・騒音は検査・計測していない。」と述べる一方、「列車走行の騒音は地上に伝わらない。」と明確に述べています。J R 東海がその根拠を示すべきと思われます。

工事についても、J R 東海は、ほとんど全ての項目について、予測結果は基準値以下であるとし、「工事排水の適切な処理」「適切な施工管理」「土壌の適切な処理」を行うとしていますが、このような抽象的な環境保全措置では安心できません。J R 東海は、住宅地の環境、地盤、地質に合った再検査・計測を実施すべきものと思われます。

- 2 現在でも、尻手・黒川線は交通渋滞が生じ、大気汚染が進んでいるところに多数のダンプカーが走行すれば激しい混雑と大気汚染が予想されます。しかし、J R 東海は見解書で「他事業の状況を含めた将来の環境状況の推定はできない。」と言いながら「予測した交差点において支障が生じることはない。」と断言し、「予測結果は環境基準を下回る」としています。J R 東海が述べている結論に疑問を持たざるを得ません。

J R 東海は、「小中学校周辺や狭い道路、住宅地の道路への侵入回避」などのため、従事者の講習、指導または誘導員により安全性を確保すると述べていますが、強制力を持たない民間人の指導・誘導が有効に働くとは思われません。交通渋滞により、騒音、大気汚染だけでなく、救急車、消防車など緊急車両、路線バス、ごみ収集車等の通行に支障が生じることが十分に予想されます。

- 3 J R 東海は、ほとんどの項目で、環境基準値・規制値を下回っていると予測しているため、人に対する健康被害をほとんど検討していません。

超伝導により時速500kmの超高速で走行する鉄道は海外でもほとんど経験がなく、人体への影響等については未だ十分に解明されていないのが実情ですから、過去の経験から「基準値以下なので安全だ」との考え方は認められないと思われます。川崎市民が人体実験されるような気持ちです。

公害の基準値を下回っても、長期間沿線付近に住む住民の医学的、疫学的観点からの安全性の確認のため中立的な専門家の見解書の提出を希望いたし

ます。

本市の広報車による光化学スモッグの注意の呼びかけが盛んに行われていますが、10年間以上続く工事によって、一層大気汚染などが進むことが心配されます。被害が出てから「想定外だ」とJR東海に言わせないよう市民の健康を守ることを本市は第一に考えていただきたいと思えます。

4 JR東海は、リニア新幹線のルート選定について、できるかぎり短く、住宅地を避けるとしていましたが、我々の第一種住宅専用地域に決定した合理的な理由を示す資料の提出を、本市はJR東海に御指示ください。

5 JR東海は、大深度法によって40mより深い地下は、地上の所有者など沿線住民に損害（被害）を与えない前提で、地代の支払などの補償もせずに自由に土地を利用できることになっています。したがって、土地所有者などに損害を与えた場合、JR東海は、自らに過失がなくても、その損害を補填するのは、公平の原則から考えて当然のことと思えます。また、地下の利用はJR東海にのみ利益があり、沿線住民には何らの利益もなく、また損害を受けたことについて沿線住民には過失（責任）もないのですから、沿線住民側にJR東海の過失を立証する責任が生じることになるのは極めて不合理です。

本市は、市民を保護する意味からも、法律の建前に拘泥せず、JR東海に損害を補填する旨の書面を提出するよう御指導ください。

新幹線の建設によって、多少でも振動・騒音、磁界などの影響が発生すれば、不動産の販売価格は下落するのは確実で、影響が発生しない場合でも風評被害が十分考えられます。JR東海は、上に述べたことと同様に、沿線住民の損害を無条件に補填すべきものと思えます。我々住民は、リニア新幹線が通る上に家を建てたわけではありません。

今後の公共事業、公益的事業の円滑な実施のためにも、早急に大深度法の改正を国に働きかけていただきたいと思えます。

市議会での御検討及び御議論をいただくことをお願いいたします。

紹介議員

尾	作	均
花	輪	孝一
吉	田	史子
勝	又	光江
小	川	顯正
月	本	琢也